

業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

記

1 件名 定山溪浄水場計算機設備保守業務

2 業者名 美和電気工業株式会社 北海道支社

3 特定理由

本業務は、計算機システムの点検・整備を行うことでその機能を維持し、
システムの信頼性の確保を図るものである。

当該システムは24時間連続稼働しているため、これらの保守業務を行う
には、当該システムのハード及びソフトに対する専門の知識・技術力を必
要とし、過去のデータ及びハード・ソフトの変更履歴等のデータを保有して
いること、かつ定山溪浄水場プロセスの制御を熟知している業者でなけれ
ば対応は不可能である。

本業務では、製造者の技術基準に基づいた点検・調整(入出力信号変
換精度調整)・良否判断を求めている。

当該システムは、横河ソリューションサービス株式会社がハード・ソフト共
に製作し、総代理店である上記業者が納入施工したもので、メーカー独自
の開発に依る部分が多く、上記業者以外に公表されていない機器情報も
あることから、他社では詳細な点検整備・性能評価ができない。また、上記
業者はシステム管理のためのサポート体制も整っており、休日・夜間に発
生した異常にも対応可能である。

以上より、上記業者以外では本業務を履行することができない。

4 根拠規定 地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号に該当すると判断
されるため。

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

1 件 名

藻岩浄水場ほか計算機設備保守業務

2 事業者名

美和電気工業株式会社北海道支社

3 特定理由

本業務は、計算機システムの点検及び整備を行うことでその機能を維持し、システムの信頼性の確保を図るものである。

当該システムは24時間連続稼働しているため、これらの保守業務を行うには、当該システムのハードウェア及びソフトウェアに対する専門の知識及び技術力を必要とし、過去の保守データ並びにハードウェア及びソフトウェアの変更履歴等のデータを保有していること、かつ、藻岩、西野及び宮町各浄水場のプロセス制御を熟知している業者でなければ対応は不可能である。

当該システムは、横河電機株式会社がハードウェア及びソフトウェア共に製作し、総合代理店である上記業者が納入施工したもので、メーカー独自の開発に依る部分が多く、上記業者以外に公表されていない機器情報もあることから、他社では詳細な点検整備、性能評価が出来ない。したがって、本業務は、上記業者でなければ行うことができない。

4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

1 件 名

白川浄水場計算機設備保守業務

2 事業者名

美和電気工業株式会社北海道支社

3 特定理由

本業務は、計算機システムの点検及び整備を行うことでその機能を維持し、システムの信頼性の確保を図るものである。

当該システムは24時間連続稼動しているため、これらの保守業務を行うには、当該システムのハードウェア及びソフトウェアに対する専門の知識及び技術力を必要とし、過去の保守データ並びにハードウェア及びソフトウェアの変更履歴等のデータを保有していること、かつ、白川浄水場のプロセス制御を熟知している業者でなければ対応は不可能である。

当該システムは、横河電機ソリューション株式会社がハードウェア及びソフトウェア共に製作し、総合代理店である上記業者が納入施工したもので、メーカー独自の開発に依る部分が多く、上記業者以外に公表されていない機器情報もあることから、他社では詳細な点検整備、性能評価ができない。したがって、本業務は、上記業者でなければ行うことができない。

4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

業者特定理由書

下記の理由により見積業者を特定することといたしたい。

記

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 件名 | 水源水質監視装置保守点検業務 |
| 2 | 業者名 | 美和電気工業株式会社 北海道支社 |
| 3 | 特定理由 | <p style="border-bottom: 1px solid black;">本業務で保守点検を委託する水源水質監視装置は、河川水の油分やアンモニア濃度等を24時間365日連続で測定している。</p> <p style="border-bottom: 1px solid black;">この測定結果から得られる情報は、浄水場における薬品注入率の決定や水源水質異常の早期発見に活用されており、浄水場の安定した運転に必要不可欠である。</p> <p style="border-bottom: 1px solid black;">この監視装置は、横河電機株式会社独自の技術開発により制作され、技術基準等は一般に公開されておらず、本業務で求めている監視装置の点検整備及び保守管理は、設備仕様及び詳細なデータを保有している業者でなければ行うことはできない。</p> <p style="border-bottom: 1px solid black;">上記業者は、札幌市内における官公庁向け当該監視装置の販売・メンテナンスの代理店に指定されている唯一の業者である。</p> <p style="border-bottom: 1px solid black;">以上より、上記業者以外では本業務を履行することができない。</p> |
| 4 | 根拠規定 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。 |

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

記

- 1 件名 給配水モニタ保守点検業務
- 2 業者名 美和電気工業株式会社 北海道支社
- 3 特定理由

本業務で保守点検を委託する給配水モニタは、市内給水栓及び配水池の濁度、色度、残留塩素及び電気伝導率等を24時間365日連続で測定している。この測定データは水質管理センターが保有する水質情報管理システムに送信しており、水道水の水質を常時把握するための重要な装置である。

給配水モニタは、横河電機株式会社独自の技術開発により製作され、この設備の技術基準等は外部に公開されていない。この横河電機株式会社のみが保有する技術及びデータを継承する札幌市内唯一の保守代理店は、給配水モニタを納入、設置した美和電気工業株式会社北海道支社のみである。

本業務で求めている、給配水モニタの点検整備、装置の感度維持及び故障時対応等の保守管理においては、設備仕様及び詳細なデータを保有している業者でなければ機能診断及び劣化診断における良否の判定はできない。

以上の理由から、これらの条件を満たす業者は他にはない。よって上記業者を特定することとする。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件名 配水センター計算機設備保守業務
- 2 業者名 美和電気工業(株)北海道支社
- 3 特定理由 本業務は、計算機システムの点検・整備を行うことでその機能を維持し、システムの信頼性の確保を図るものである。
当該システムは24時間連続稼動しているため、これらの保守業務を行うには、当該システムのハード及びソフトに対する専門の知識・技術力を必要とし、過去の保守データ及びハード・ソフトの変更履歴等のデータを保有している業者でなければ対応は不可能である。
当該システムは、横河電機(株)がハード・ソフト共に製作し、総合代理店である上記業者が納入施工したもので、メーカー独自の開発に依る部分が多く、上記業者以外に知りえない機器情報もあることから、他社では詳細な点検整備、性能評価が出来ない。したがって、本業務は、上記業者でなければ行うことができない。
- 4 根拠規定
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当するため。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。